

新型コロナウイルス感染症に関する豊田市長からのメッセージ

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、4月16日に「緊急事態宣言」の対象区域が全ての都道府県に拡大され、また、愛知県を含む13都道府県が、感染への対応を特に重点的に進める地域として、「特定警戒都道府県」に指定されました。

愛知県において、4月10日に独自の「緊急事態宣言」が発出されたことを受け、本市においては、小・中・特別支援学校の休校、こども園の登園自粛、公共施設の閉鎖などの対応をとっているところです。

市内在住の方の感染事例は、現時点で6例発生していますが、市民のみなさまのご理解とご協力の下、医療機関と連携して対策に取り組んでおり、市中での感染まん延には至っていないと判断しています。ただし、依然として予断を許さない状況であり、市民のみなさまには、今一度、身近なところに感染リスクが潜んでいることを十分認識いただき、ご自身と家族や大切な人を守るため、特に次の点についてご協力いただきますよう強くお願いします。

市民のみなさまへ

人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合などへの参加を自粛いただきますとともに、**(1)換気の悪い密閉空間、(2)密集場所、(3)近距離での会話や発声をする密接場面**、いわゆる「**3密**」を徹底して避けていただきますようお願いいたします。

海外から帰国されたみなさま、感染が拡大している地域から帰省されたみなさまへ

海外から帰国されたみなさまや、感染が拡大している地域から本市に帰省されたみなさまは、14日間は体温測定を毎日行うなど、ご自身の健康管理に留意いただくとともに、自宅などで待機をしていただきますようお願いいたします。また、咳や発熱などの症状が現れた場合は、人との接触を避け、帰国者・接触者相談センターに速やかに相談いただきますようお願いいたします。

事業者のみなさまへ

公共交通機関をはじめ、宿泊施設や小売店、飲食・サービス店などのみなさまには、改めて換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底をお願いします。また、従業員間の感染拡大防止対策をお願いするとともに、従業員が休みやすい環境整備や在宅勤務、時差通勤などにも取り組んでいただきますようお願いいたします。

豊田市では、市民のみなさまの安心・安全のため、引き続き、国や医療機関などと一層連携し、感染拡大の防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

令和2年4月20日 豊田市長 太田 稔彦



広報とよは、古紙配合率70%の再生紙と植物油インキで印刷しています。



広報とよは 号外(令和2年5月発行)

編集・発行／豊田市経営戦略部市長公室市政発信課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3-60 TEL(0565)31・1212(代表)